

子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の
幼児教育の在り方について(中教審答申)

平成17年1月28日

第1章 子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の方向性

<幼児教育の
意義・役割>

- 幼児教育→ ・ 生涯にわたる人間形成の基礎を育む役割
・ 学校教育のはじまりとして「生きる力」の基礎を育成する役割
- 幼児教育とは→ 小学校就学前の幼児に対する家庭・地域社会・幼稚園等施設において行われる教育の総称

幼児教育は重要

これまでの取組： 量的拡大, 教育要領改訂等質的向上,
「幼児教育振興プログラム」の推進等

<幼児教育の今日的課題>

(しながら) 近年の子どもの育ちが何かおかしい。【 今日的課題 】

子どもの育ちの変化

- 基本的な生活習慣の欠如
- コミュニケーション能力の不足
- 自制心や規範意識の不足
- 運動能力の低下
- 小学校生活への不適応
- 学びに対する意欲・関心の低下 等

<その背景>

我が国の社会の急激な変化等に伴う教育力の低下

- 少子化, 核家族化, 都市化, 情報化等の経済社会の急激な変化
- 人間関係の希薄化, 地域における地縁的なつながりの希薄化, 大人優先の社会風潮など

地域社会の教育力の低下

- 子どもどうして遊び, 葛藤しながら成長する体験の機会の減少
- 身近な自然や遊び場の減少
- 近隣の大人の無関心

(影響)

家庭の教育力の低下

- 子育ての孤立化による (親の) 育児不安や情緒不安定
- 子育てに夢を抱きづらい状況・意識
- 過重な労働等の子育てへの影響

(影響)

幼稚園教員等の今日的課題

- 家庭や地域社会の教育力の低下等の課題に対応するため, 資質・専門性を高める必要
 - 一方で, 教員等自身の成長過程における多様な体験の不足
- ⇒ 保育を構想し実践する能力, 保護者等との良好な関係を構築する能力が不足する傾向

家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者の対応が不十分

将来にわたる子どもの健やかな成長への危機感

対応の必要

<今後の幼児教育の方向性>

- 1 家庭・地域社会・幼稚園等施設による総合的な幼児教育の推進
- 2 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

第2章 幼児教育の充実のための具体的方策

<二つの方向性>

I 家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進

II 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

<三つの課題>

1 幼稚園等施設の教育機能の強化・拡大

2 家庭や地域社会の教育力の再生・向上

3 幼児教育を支える基盤等の強化

<七つの重点施策>

①すべての幼児に対する幼児教育の機会の提供

②発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

③幼稚園教員の資質及び専門性の向上

④幼稚園等施設による家庭や地域社会の教育力の再生・向上

⑤生涯学習振興施策や働き方の見直し等による家庭や地域社会の教育力の再生・向上

⑥地域の人材等の積極的活用

⑦幼稚園等施設を地域社会で支える基盤等の充実・強化

<具体的施策>

- (1) 幼児教育の機会の拡大
- (2) 幼児教育振興プログラムの着実な推進と検証等
- (3) 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画への位置付け

- (1) 小学校教育との連携・接続の強化・改善
 - ・ 教育内容における接続の改善
 - ・ 人事交流等の推進, 奨励
 - ・ 「幼小連携推進校」の奨励, 幼小一貫教育の検討
- (2) 3歳未満の幼児の幼稚園への接続の扱い

- (1) 幼稚園教員の養成・採用・研修等の改善
- (2) 上級免許状の取得促進, 所有者の配置拡大

- (1) 子育て支援の在り方
 - ・ 幼稚園等施設における子育て支援の推進等
 - ・ 地域社会との双方向ネットワークの構築
- (2) 幼稚園における預かり保育の明確化

- (1) 生涯学習振興施策等の推進
- (2) 企業における働き方の見直し等

- (1) 幼稚園等施設における地域の人材等の活用
- (2) 幼児教育にかかわる地域の人材等の育成

- (1) 自己評価・外部評価と情報提供等の推進
- (2) 幼児教育を支援する拠点機能(センター機能)の整備
- (3) 幼児の状況等に関する国及び地方を通じた実証的な調査研究の推進
- (4) 幼児教育を推進しやすい行政体制作り

改正前後の教育基本法の主な比較

(※下線部・枠囲いは主な変更箇所)

改正後の教育基本法 (平成18年法律第120号)	改正前の教育基本法 (昭和22年法律第25号)
<p>前文 (略)</p> <p>第一章 教育の目的及び理念</p> <p>(教育の目的)</p> <p>第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p> <p>(教育の目標)</p> <p>第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <p>一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。</p> <p>二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。</p>	<p>前文 (略)</p> <p>第一条 (教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p> <p>第二条 (教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。</p>

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第二章 教育の実施に関する基本

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであつて、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

「(教員) 第九条」として独立

第六条 (学校教育) 法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

(新設)

2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行

に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(新設)

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(新設)

◎学校教育法等の一部を改正する法律案（抄）【幼稚園に関する主な規定】

（傍線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第一章 総則</p> <p>第一条 この法律で、<u>学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。</u></p> <p>第三章 幼稚園</p> <p>第二十二條 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、<u>幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。</u></p> <p>第二十三條 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <p>一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。</p> <p>二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自立及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第一条 この法律で、<u>学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園とする。</u></p> <p>【参考（現行学校教育法）】（以下、削除）</p> <p>第七章 幼稚園</p> <p>第七十七條 幼稚園は、<u>幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。</u></p> <p>第七十八條 幼稚園は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。</p> <p>一 健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。</p> <p>二 園内において、<u>集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。</u></p>

三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性を表現力の芽生えを養うこと。

第二十四条 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第二十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二條及び第二十三條の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第二十六条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第二十七条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

② 幼稚園には、前項に規定するもののほか、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

三 身の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。

四 言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと。

五 音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと。

第七十九条 幼稚園の保育内容に関する事項は、前二條の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。

第八十条 幼稚園の保育内容に関する事項は、前二條の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。

第八十一条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

② 幼稚園には、前項のほか、養護教諭、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

③ 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

④ 教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

⑤ 教諭は、幼児の保育をつかさどる。

⑥ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

第二十八条 第三十七条第五項及び第七項から第十二項まで並びに第四十二條から第四十四條までの規定は、幼稚園に準用する。

③ 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

④ 教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

⑤ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

⑥ 教諭は、幼児の保育をつかさどる。

第八十二条 第二十八条第五項、第七項、第八項及び第十項から第十二項まで並びに第三十四条の規定は、幼稚園に、これを準用する。